

## メアリ・ウルストンクラフトにおける平等の希求

——一七九〇年代イングランドの「パンフレット合戦」という文脈から——

梅 垣 千 尋

はじめに

本稿で考察の対象とするのは、「女性解放思想の先駆者」として知られるメアリ・ウルストンクラフト（一七五九—一七七）の平等思想である。女性解放という思想は歴史的現実の中でその内実を豊かにしてきた思想であり、また、その要求は固有の平等観の裏付けをもとにして成り立っている。そうであるとすれば、ウルストンクラフトの女性解放思想も、具体的な歴史的文脈において、普遍的な政治言説として捉え直されねばならない。

彼女に関して日本には、水田珠枝氏による優れた先駆的研究が存在するが、<sup>(1)</sup>以後の本格的な思想研究は皆無だといえる。欧米での研究は数回の波を経てきたが、とり

わけ一九九〇年代に入ってから勢いは爆発的といつてよく、多様な視点からその具体像が明らかにされている。この背景には、フェミニズムが思想としても運動としてもかつての勢いを失い、様々な見直しを迫られている状況がある。<sup>(2)</sup>多くの研究者は、西洋フェミニズムの源流にあたるウルストンクラフトを地道に読み返す中で、改めて女性解放という思想の可能性を探ろうとする意図を共有しているといつてよい。

だが、それにもかかわらず、彼女の思想を当時の運動史的な文脈に位置づけようとする研究は驚くほど少ない。この研究史上の空白は、以下の点から埋められるべき重要な領域であると考えられる。第一に、ウルストンクラフトの女性解放思想については従来から、合理主義から

ロマン主義へ、男女の同一性の強調から女性固有の価値の尊重へといった思想的変遷が指摘され、それがもっぱら個人史的に説明されてきた。しかし、この一見相容れない姿勢の間を、彼女がどのような葛藤と緊張の中で変遷したのかという問題は、同時代の思想状況との関係を検討することなしには十分に説明することができない。

第二に、ウルストンクラフトの著作活動の主な舞台となった一七九〇年代イングランドでは、フランス革命勃発を契機に「パンフレット合戦」とよばれる激しい論争が繰り広げられ、ここに独学のパンフレティアの思想表現の機会が生まれた。没落中流階級出身であるウルストンクラフトは、これらのいわば二流の物書きに属するといつてよく、その著作は周辺の言説との強い相互関係を結んでいる。「イギリスにおけるフランス革命」というテーマの研究蓄積は膨大であるが、彼女は言及こそされるものの、せいぜい女性の立場から論争に彩りを添えたという程度の扱いを受けるに留まってきた<sup>3)</sup>。

そこで本稿では、ウルストンクラフトの思想的変遷を個人史的方法によってではなく、一七九〇年代イングランドにおける論争の展開に重なるかたちで明らかにした

い。このような検討から、彼女の思想の同時代的な位置とともに、当時の思想状況の多様性を描き出すことができるだろう<sup>4)</sup>。以下、一で論争の争点を確認した後、二でウルストンクラフトの九〇年代初期思想を分析し、三と四で論争の具体的展開と思想的拡がりを考察した後、五で再びウルストンクラフトの九〇年代後期思想の検討を行う。ただし、彼女のフランス革命の受容については多くの重要な論点が含まれており、本稿では十分に論じられないことをあらかじめ断っておく。

#### 一 パンフレット合戦の争点

一七八九年から始まった論争の対立点がフランス革命の評価にあったことは周知の通りであるが、論者の主要な関心は、革命そのものというより、革命を通じて垣間見えた国内での平等社会実現の可能性にあったといつてよい。論争の端緒となったR・プライスの講演『祖国愛について』で語られたフランス革命が、国内の名誉革命原理の徹底、すなわち、宗教的寛容や議会改革の追い風であったのに対し<sup>5)</sup>、E・バークの著作『フランス革命の省察』におけるそれは、敬うべき国制に降りかかる危険

な火の粉であった。<sup>(6)</sup>しかし、こうした現状認識の違いにもかかわらず、対極にあるとされるパークとT・ペインがともに「平等」を価値的に肯定し、互いに相手を「水主義」と攻撃していることは注意をひく。パークは、フランスで追求されている平等を「最も不平等」な「幾何学的平等」と表現し、「水平化」の不自然性を強調した。<sup>(7)</sup>パークが認めるのは「イングランド人の権利」すなわち、世襲財産の権利にもとづく多様性の中の調和的平等である。<sup>(8)</sup>実際、これが不平等な階層社会を指すことは言うまでもないが、にもかかわらず、彼は平等自体を否定しない。<sup>(9)</sup>他方、急進派の代表格ペインにしても、神の創造における万人の平等という原則を掲げたといえ、<sup>(10)</sup>彼が求める平等は決して「水平化」と表現されてよいものではなかった。彼は、『人間の権利』第一部に浴びせられたその批判をかわすべく、第二部では、世襲君主制こそが君主となる人間の多様な精神を無差別に水平化するものであると、いさか強引な反論を試みている。<sup>(11)</sup>

これらを見ると論争の争点は、正確には平等を擁護するか否かというより、果たしてどのような「平等」を擁護するかにあったと言うべきであろう。「平等」をめぐる

る問題は以後も様々な思惑を引き寄せつつ、自然権思想から功利主義思想への転回、国制や共和制の評価の相違、独学者による独特な思想解釈などの諸相を映し、急進派内でも多種多様な論議を生むことになる。ではウルストンクラフトは「平等」をめぐるこの複雑な思想潮流にどのような流れをつくり出したのか。次にそれを見よう。

## 二 理性における人間の平等

一七九〇年十一月、それまで細々と女子教育論や小説を執筆していたウルストンクラフトは、いち早いパーク反駁のパンフレット『人間の権利の擁護』を匿名で出版した。この批判は、政治的にはパークの世襲制擁護と貴族制賛美に、思想的には伝統と感受性の称賛に向けられた。それらに対して彼女は、あらゆる人間は動物と異なり生まれながらに理性を与えられており、理性の獲得に伴い完全に近づくこと主張した。<sup>(12)</sup>ここには、彼女が思慕した理神論者プライスの影響が色濃い。彼女の言う理性とは、神慮や自然に等しい世界全体の倫理的原則であるとともに、それを推論によって認識する能力のことでも<sup>(14)</sup>ある。彼女にとって両者は一体であり、人間による理性

の獲得は同時に理性の命令への服従にはかならない。そして、神の声である理性が必然的に人間の幸福をもたらす、真の幸福が人々の平等からしか生じない以上、偏見の除去に伴い階層や貧富の差は一掃され、平等がさらに人間の徳の成長を促すのだという<sup>(15)</sup>。このような彼女の社会把握は、予定調和的であるとともに著しく観念的で、随所に危うさを残している。

顕著なのは自然権の位置づけの曖昧さである。彼女は自然権を、人間が「自分の改良可能な能力によって獣以上に引き上げられた」存在として「生まれながらに受け継ぐ」と定義しているが、理性を鍛えた後にはじめて付与される権利と、全く無条件な生得の権利との間には明確な齟齬がある。また、彼女の平等社会像にも問題が多い。彼女は平等者の相互啓蒙により無限に進歩する社会を理想とする。しかし、具体的な記述からは、父親のような態度で貧民を見守る保護者の存在が伺え、<sup>(17)</sup> パターナルな性格は覆うべくもない。このように、彼女の平等社会構想はここで整合的に統一されているとは言い難い。九一年のうちに書き進められた『女性の権利の擁護』は、この構想を未整理なまま女性に引き延ばしたもので

ある。J・J・ルソーをはじめとする男性著述家の女性観を批判しながらウルストンクラフトは言う。人間の価値を決めるのは、男女の違いを問わず理性と徳と知識の程度にあり、肉体の強弱が精神の優劣をもたらすことは一切ありえない<sup>(18)</sup>。女性は偏見によって情弱にされてきたが、男性と同じ教育を受けたなら共に競い一層完全な人間を目指すだろう<sup>(19)</sup>、と。男女の自然的差異を自明視する記述もあるが、基本的に彼女は、女性が男性と平等になるためには、参政権行使や経済的自立といった公的場面での活躍や、「より男性らしく」なることが必要だと考えている<sup>(20)</sup>。彼女にとって恋愛や肉欲に夢中になる女性は理性の行使を阻まれた「奴隷か専制君主」でしかない<sup>(21)</sup>。そうした女性に対する彼女の態度は時に辛辣でさえある。もちろん、人間の本源の平等という思想を女性に拡張したことの革命性は、いくら強調してもしすぎることはない。だが、その革命性ゆえにまた、『人間の権利の擁護』に見られた平等社会構想の綻びは、ここで決定的に修復不能になったように思われる。『女性の権利の擁護』には女性を二つの層、すなわち、自覚的に理性を鍛え解放の主体になる層と、解放を待つだけの層とに区分する記

述があり、<sup>(22)</sup>ウルストンクラフトはもっぱら前者のみに男性と平等な権利を認めているかに見える。それを裏付けるかのように、理想の家庭像には女性召使いの姿もあるが、それでもなお彼女は、特権的な女性だけに目を向けるつもりはないと主張する。<sup>(24)</sup>こうした明らかに両立しえない信条の共存は、混乱の目立つ後半部の次のような内面吐露にも見出せる。彼女は、強靱な精神力で「苦難によって自らを磨いてきた」者に全幅の信頼を寄せるが、同時に、自制力が足りず「地獄の淵に転落する」仲間の姿を平然と見てもいられない。片方の足は「優れた性質のものと同じだと主張して力強く天にまでよじ登る」が、もう片方の足は「退廃とともに地上に」置かれて<sup>(25)</sup>いる、と。これは、理性をもとにした彼女の平等要求がはらんだ矛盾、言い換えれば、主体的努力の承認要求と人間の本源の平等の願望との間に生まれた、緊張の一表現だと考えてよいであろう。彼女は、理性の獲得という道による平等社会の到来を信じ、自らもその努力をおし進めたが、一方で、万人がその道を選び取りうるわけではないことも認めざるをえなかった。主体的努力を奨励する以上、理性の獲得において生じた格差を是認するほか

ないが、同時に、本源の平等の願望を放棄することは彼女にとって耐え難かった。この矛盾を彼女がはつきりと自覚しなかった原因は、論理的には平等社会をもたらず契機を全面的に全能の理性に委ねたこと、現実的には初期の急進主義運動の高揚から社会変革の予感を強く感じ取ったことにあつたと思われる。

しかし、このことは同時に、現実によって期待が裏切られるに依り、矛盾の顕在化が避けられなくなることの意味する。後の五で見えるように、約二年間のフランス滞在を経て九五年に帰国したウルストンクラフトは、社会の反動化が進む中、理性による人間の平等という思想を激しく揺さぶられることになる。彼女の矛盾はどのような問題をはらみ、どのように暴かれたのか。そして、この矛盾はどのように乗り越えられていったのか。彼女の思想的動揺の過程が急進派の多くに共有されたものである以上、これらの問いに答えるには視野を拓けて、九〇年代中頃に急進派が置かれた言説状況と、彼らの思想的対応のあり方を検討する必要がある。そこで、一旦彼女を離れ、以後の論戦に示された「平等」をめぐる問題状況を次に見ていきたい。

## 三 水平化としての「平等」をめぐる

妥協的な名替革命体制に残された貴族的腐敗の一掃という改革熱の高まりは、九二年一月のロンドン通信協会(以下、LCS)設立や二月の国制情報協会(以下、SCI)復活、ペインの『人間の権利』の急速かつ大量な普及などに見ることができ。普通選挙と年次議会開催、それが運動の中心的なスローガンであった。こうした国内情勢やフランスでの九月虐殺の知らせは支配層を震え上がらせ、九二年の後半以降、ピット内閣は運動の組織的弾圧と民衆懐柔策を開始する。五月の煽動的出版物に対する公告を皮切りに、十一月には政府からの援助を噂されるJ・リーヴスの「共和主義者と水平主義者から自由と財産を守る協会」が結成され、十二月にはペインに大逆罪の有罪判決が下された。君主制打倒や私有財産廃止といった革命路線が急進派内で大勢を占めなかったことを考えれば、保守派の動向は一種の過剰反応ともいえようが、いづれにせよその対応には、パニックの表れというよりも明確な戦略的意図が読みとれる。九二年末から大量に出回ったリーヴス流のパンフレットは平易な文

体を用い、急進派の求めた「平等」を巧妙に歪曲する戦術を取っている。

戯画化の典型例に、新ブラトン主義者T・テイラーによる『獣の権利の擁護』があげられる。題名が示すように、これはウルストンクラフトの議論の次のようなパロディである。女性の権利が主張された以上、次に要求すべきは、動物、植物、鉱物の権利である。世界各地の物語や神話には動物が敬われた事例が多数あるのだから、動物は理性を備え権利をもつに違いない、と。当然のことながら意図はその逆にある。彼は人間と動物の区別をあえて無視することにより、男女平等という主張の奇怪さを印象づけようとした。急進派の「平等」を機械的画一性や個性の滅却として描くこのような戦略は、他にも家族内の役割の違いの強調、身体の比喩による社会の描出などのかたちで用いられた<sup>(25)</sup>。さらに甚だしい歪曲もある。保守派のパンフレットのうち最も普及したといわれるH・モアの『村の政治』は、二人の民衆の会話から次の結論を引き出している。平等とは「あらゆる人間が自分の上の人間全員を最低にまで引き下げること」であり、新しい人間の権利とは「戦闘、殺人、頓死のこと」で

ある<sup>(28)</sup>。「平等」を財産の均一化に重なるこうした戦略によって、急進派にはアナキーや暴力の志向性、人間を原始に引き戻す狙い、労働の成果を略奪する意図などが付与された。さらに、ここにフランス革命の展開に伴う反ガリア感情の喚起が加わると、急進派を凶悪な危険集団と同一視させる保守派の言説上の仕掛けは、ほぼ完璧に近づくといつてよい<sup>(29)</sup>。

こうした宣伝活動と同時に、スパイや密告による弾圧体制も九三年以降本格的に強化されていく。LCSの中心的活動家数名は、同年十二月に開かれた集会で逮捕され流刑となり、翌年五月には人身保護律の停止と共にLCSやSCIのメンバー十二名が投獄された。だが、これらの恣意的な世論操作、相次ぐ出版活動の侵害や不当逮捕は、逆に急進派を奮い立たせる効果も生んだ。保守派のパンフレット戦略に対し、自身も逮捕されたC・ピゴットは『政治辞典』の「平等」の語句に「心配屋たちの語彙では、道徳的かつ身体的に不可能ならゆるもの、すなわち平等な知恵、平等な強さ、平等な富等々を表す<sup>(30)</sup>」（以下、引用の傍点は原文のイタリック）と風刺的な解説を加えている。保守派の言説の不当性は、急進派

に共有された感情であった。

ところで、ここで急進派が迫られたのは、「水平化」という保守派のレットテルに対し、新たに「平等」を定義づけることであったが、それには大きな困難が伴ったように思われる。その後もペインが自然権にもとづく所有と労働にもとづく所有とを分けようとしなかったように<sup>(31)</sup>、急進派が要求していた「平等」の内容には、主に自然権の語法による人間の本源の平等の要求と、各人の個人的な経験や努力に対する平等な承認の要求とが曖昧なかたちで混在していた。しかし実際は、すでにウルストンクラフトの平等要求に緊張——理性の普遍性をもとにした本源の平等の願望と、理性行使の努力の承認という具体的平等の要求との相克——が潜むのを見たように、この二つは両立しがたい。ウルストンクラフトも含めた多くのパンフレティアは、この対立を避けながら「平等」を要求していたため、厳密な定義を行おうとすれば当然その方向性は分岐してこざるをえない。急進派による「平等」の定義は、議論の領域が多岐に渡ることや多くの矛盾を含むことから、もちろん全てを整然と分類することはできないものの、あくまで概念的には次の二方向に流

れ込んだといえる。

一方は、「平等」という言葉の意味を限定する流れである。多くはそれを「権利における平等」と言い換え、議論を政治的平等や法の下の平等に限ったが、中には経済的平等に関して明確に自由競争を志向する主張もある。「富や所有の平等」を神と自然から禁じられた危険な教義とした匿名のピラは、平等を「すべての人間を、人生という競走で公正にスタートさせる」ことだと定義している<sup>(33)</sup>。もとよりその意図は、世襲財産や貴族の特権を他人の労働の略奪として批判することにあるが、ここには明らかに財産の平等に対する警戒が伺える。別の匿名による対話形式のパンフレットも、意図するのは階層や財産の消滅ではなく「階層や区別を徳や才能と合体させること」だと述べ、不平等そのものを是認する姿勢を示している<sup>(34)</sup>。それに対して他方は、キリスト教的平等理念や人間の生物的同一次性を基礎に、あらゆる不平等を拒絶する流れである。例えばH・ヨークは、そもそも神は「すべての人間の水平主義者」(以下、引用の白丸傍点は原文の大文字)であるから、平等に背くことは神に背くことだと断言した<sup>(35)</sup>。W・ホグスンも、人間が「幼児のとき

は平等に無力で、死んだときは平等に冷たくなる」ことを根拠に、あらゆる恣意的区別をなくし、「完全平等」を実現しよう求めた<sup>(36)</sup>。文脈は若干異なるが、出版者でもあるD・I・イートンは、「自らの目を開こうとする者」が皆「共和主義者と水平主義者」の汚名を着せられるなら、喜んでそれを名乗ろうとさえ述べている<sup>(37)</sup>。

こうして見ると、「水平化」という保守派のレッテルに抗して、現実の不平等から理想の平等社会に論理を架橋することは、著しく困難だったことが理解できる。上で見た定義の二潮流は、ペインやウルストンクラフトが曖昧なまま残した平等要求の矛盾の両極に符合する。その一方の極からは、例えばW・ヴォーンが才能の違いの結果を「人間の地位における有用な多様性と、社会生活における美しい濃淡」と表現するように<sup>(38)</sup>、もはや保守派と区別がつかない言説が生み出され、他方の極からは、例えばJ・ビルキントンによる富裕者の自己犠牲を迫る言説や、J・オズワルドの「権利と力は一体である」といった戦闘的言説が生み出された<sup>(39)</sup>。こうして、保守派の攻撃は予想以上の威力を発揮し、急進派内部に一方での不平等容認、他方での完全平等要求という方向性の分裂



をもたらしした。「平等」という言葉はそれにより、包括的で現実的な変革要求の力になる可能性を著しく奪われたように思われる。

だが、急進派を引き裂く保守派の力がどれほど効果的に働いたにせよ、二つの方向性の相違の程度を考えれば、分裂が生じることは必然だったといえる。ウルストンクラフトのかつての矛盾は、九〇年代前半の急進派が全体として抱えていた根本問題として捉え返されるべきであろう。では、こうして露呈した矛盾や分裂はどのように克服されようとしたのだろうか。ウルストンクラフト自身の思想的対応を見る前に、比較的体系立てて思想を表現した著述家を取り上げ、急進派の中から、動揺を乗り越えてどのように平等を求めた声があったのかを検討したい。そこで次に、無政府主義者として知られ、後にウルストンクラフトの夫となるW・ゴドウィン、LCSの中心的人物として活躍したJ・セルウォール、共同体思想を一貫して持ち続けたT・スペンスの三人について、九〇年代中期にどのような平等社会を構想したのかを見る。

#### 四 平等社会の構想

九三年二月に出版された大著『政治的正義』におけるゴドウィンの平等論は、快楽と苦痛の認識メカニズムにおける人間の物質的平等を起点として<sup>(40)</sup>いる。だが、こうした功利主義的把握と同時に、彼は人間を道徳的価値と一般的幸福への重要度によって格づけ<sup>(41)</sup>てもいる。その顕著な例は「ゴドウィン問題」すなわち、火事場の救助において肉親よりもフェヌロンを優先すべきとする主張としてよく知られる。彼がこの道徳的不平等を受け入れるのは、正義という不変の法則が貫徹する社会において、あらゆる人間が公平無私に社会的利益に対する各人の貢献度を判断でき、その程度が劣る者でさえ未来の調和的平等社会のために自発的に身を譲りうると信じるからである。<sup>(42)</sup>ゴドウィンが想定する人間は、公共精神を利己心に対して優先できるほど強靱な理性の力をもつため、未来において、あらゆる強制的な国家権力、財産制度や結婚制度は不必要になると考えられた。<sup>(43)</sup>このようなゴドウィンの平等社会構想は、論理的には保守派が描いた「水<sup>(44)</sup>平化」の全面的逆転だとい<sup>(45)</sup>ってよい。H・モアが捉えた

「平等」が、利己心から他人の財産を略奪し社会を低次に引き下げることであったのに対し、ゴドウィンが描いた「平等」は、公共心からすすんで自己の財産を譲渡した社会を高次に引き上げる動きである。そうした人間の道徳的進歩は彼にとって必然であったから、独立的な意思決定を阻む一切の人為的变化は否認された<sup>(43)</sup>。自然権の否定といった主張の相違点があるにせよ、人間理性の完全可能性を信じる点で、ゴドウィンはウルストンクラフトに劣らない。そのため彼の議論にも、能力差の問題が生じる余地を平等社会の到来という樂觀論で封じ込める傾向が指摘できる。

希望に満ちたゴドウィンの変革構想は急進派から熱狂的賛美でもって迎えられたが、現実の世界においてその壮大な理想は宙に浮かび続けるほかなかった。九四年中の七ヶ月におよぶ投獄生活をへて一躍LCSの指導者となったセルウォールの課題は、このゴドウィンの観念性を克服することにあつたといつてよい。彼は九五年当初、自らの雑誌『護民官』で度々『政治的正義』を引用していたが<sup>(44)</sup>、同年末、ピット内閣が議会に提出した「二法案」(叛逆的・煽動的な言論と集会の禁止立法)の反

対運動をめぐり、大衆的煽動を嫌うゴドウィンと袂を分かち<sup>(45)</sup>、その後『自然の権利』を執筆する中で独自の思想をかたちづくることになる。彼は、リーヴスを意識しながら原始社会のような完全平等の要求を放棄し<sup>(46)</sup>、各人の能力開花と両立しうる平等社会像を模索する。彼が試みたのは、自然権の内容を拡大して捉え、社会契約によってこれを政府に保障させるという構想であつた。彼は権利を「欲求と能力と手段」によって決定づけられたものと定義する<sup>(47)</sup>。従つて、政府は契約上、各人に対して欲求の充足のみならず、能力を伸ばすための十分な手段の提供をも課せられることになる。このような構想は、労働の確保につとめ各人の能力を積極的に引き出す政府のあり方を示すとともに<sup>(48)</sup>、自然と契約と結合原理にもとづく「労働者の権利」という発想をも生み出した<sup>(49)</sup>。さらに彼は、発展と平等を調停するための富の再配分の構想を示唆したが<sup>(50)</sup>、後述のように続編が書かれることはなかった。ゴドウィンがその論理力、セルウォールがその実践力において急進派の英雄となつたのに対し、スペンスは、LCSの活動家と同様に何度も投獄されながら彼らとも距離を保ち、七〇年代から独自に構想していた平等社会

像を発表していた。<sup>(51)</sup> 彼はLCSによる議会改革の呼びかけを、地主の土地占有にもとづく現実の支配関係が廃止されない限り無意味だと批判し、それにかわって教区所有を基礎とした土地改革を主張する。<sup>(52)</sup> スペンスが描いた理想社会は、共同体的管理によってより完全な平等が保たれる社会であるが、「回帰」という表現が示すように<sup>(53)</sup>、その方向性においては歴史的進歩の契機が捨象されている。事実、彼の構想には社会全体の根本的変革を目指す千年王国主義的な色彩が強かったから、権利要求や平等観を支える論理もまた、ペインら他の急進派のそれと著しく次元を異にしていた。ウルストンクラフトの著作を想起させるパンフレット『子供の権利』には、貧しい母親の強靱な抵抗言説として、あらゆる雌の動物が子供に乳を与えるうえで自然に対する共通の権利をもつことが語られる。だが、ここで擁護される「人種の権利」は、自然的生存要件の同一性から直接に引き出されているために、そこには人間の理性や能力、社会契約などの要素の含まれる余地がほとんどない。<sup>(54)</sup> こうしてスペンスは、論理的には人間のみならず動物をも含む限りなく包括的な解放を求めたが、それゆえ彼の主張は、ゴドウィンや

セルウォールによる社会進歩や能力開花の方向性と相容れず、この時期の変革運動において異端とならざるをえなかった。だが、そうであったにせよ、スペンスの平等社会構想は、不平等の経済的核心を突いたという点で、急進派を矛盾や分裂に追い込む枠組み自体を破壊する威力をもっていたといえてよい。

二法制定後の九六年以降、かつてなく強化された弾圧体制下で、急進派は身の危険と重い挫折感を抱え、思索の継続さえ困難な状況に追い込まれた。出版された急進派パンフレット数は激減し、明白な転向が相次いだ。ゴドウィンの名声は凋落し、セルウォールは活動を引退し、スペンスは地下に潜ることを余儀なくされた。しかし、運動の全般的後退とは別の次元で、彼らの平等社会構想に新たな可能性の芽を見いだせるのも事実であろう。ゴドウィンの観念性を離れたセルウォールが獲得したのは、社会的に結合することで最大限に能力を伸ばす人間像であった。スペンスが展開したのは、啓蒙的理性の論理とは異なる、自然的欲求に根ざした人類解放の論理であった。前述した急進派による「平等」の定義の試みと同様、確かにセルウォールには不平等を生み出す余地が、そし

て、スペインには非現実的なユートピア性という弱点が潜んでいる。二人の目指す歴史的方向性の相違も明らかである。しかし、確認しておくべきは、彼らによる平等社会の具体化が、ウルストンクラフトやゴドウィンの基礎とした万全な理性を有する自立の人間像とは異なる、言うなればより相互依存的で微力な人間像に支えられていたこと、そして、そうであるがゆえに、新たな展望や鋭い現実認識を生み出したということである。<sup>(55)</sup>

では、ウルストンクラフト自身はどうであったか。彼女はフランスにいなながらも、国内の政治情勢を友人から伝えられていた。<sup>(56)</sup> 九五年前後の著作や手紙には、フランス革命の最悪の局面と国内の弾圧体制とを見た彼女の絶望を背景とした陰鬱さが見て取れる。<sup>(57)</sup> 二で述べたように、樂觀論によって封印されていた彼女の矛盾はここで一挙に吹き出したことであろう。だが、この時代の彼女は、理性信奉という点で挫折しながらも、なお平等の希求を諦めていかなかったと思われる。そうだとすれば、彼女は平等社会の構想のために、新たにどのような思想的武器を準備していたのか。最後に彼女の遺作となった未完の小説『女性の虐待』を、このような視点から検討したい。

## 五 普遍的共感としての平等

題名が示すように、ここでウルストンクラフトが描き出すのは、個々の女性の具体的経験から引き出された不正義の物語である。<sup>(58)</sup> この小説には、主人公の中流階級出身のマライア、病院看守のジェマイマをはじめとする多くの女性が登場するが、貧民女性はことごとく雇い主によるレイプ、苛酷な労働、夫の横暴などの抑圧を受ける存在として描かれている。ジェマイマが語る救貧院や病院での貧民の扱い、墮胎や自殺の話も生々しいまでに詳述される。<sup>(59)</sup> 社会の最下層の目を通した悲惨な現実の描写、それがこの小説を貫くひとつの柱だといえよう。

同時に注目されるのは、女性の自然性や感受性に対する積極的な評価である。ウルストンクラフトがマライアの語りを通して女性に求める徳の中には、かつて彼女が嫌悪した感受性や想像力、性的欲求までもが含まれている。<sup>(60)</sup> さらに、小説全体に通底するテーマが、我が娘を奪われた母親マライアの苦悩と、母親の愛情なく育ち社会のアウトローとなったジェマイマの受難にある点、そして物語の結末が、自殺未遂から回復したマライアが娘

と再会し生きる希望を見出す場面で締めくくられる点からも、<sup>(61)</sup>ここでウルストンクラフトが、女性的なものや母親としての生を肯定的に受けとめていることは間違いない。これらは女性に理性の獲得と「男性化」を推奨した『女性の権利の擁護』と全く異なる方向性であるように思われる。こうした感受性の重視や人間の自然の受容といった姿勢の変化の大きさを考えれば、彼女の女性解放思想の変容は平等観そのものの更新を伴っていたと見るべきであろう。小説の中で断片的にしか示されない彼女の平等観を、鍵となる言葉を手がかりに抽出したい。

小説の冒頭、夫によって精神病院に幽閉されたマライアにジェマイマが同情する場面と、マライアが夫との離婚を求め法廷弁論を行うクライマックスには、抑圧的状况に対する「権利感覚 sense of right」あるいは「正義感 sense of justice」をもとにした批判の方向が示されている。<sup>(62)</sup>ほぼ同義として用いられているこの二つの言葉は、正しさについての感覚的な認識の力を意味し、通俗的には道義と言ひ換えることも可能であろう。マライアが不平等な法律に対し、自らの「正義感」の優先を主張することからもわかるように、ウルストンクラフトは

これらを、あらゆる権力に先んじて人間がもつ平等志向の内的感覚や欲求と捉えている。小説には何度か「行動原理」を身につけることを奨励する表現があるが、これは、自己の感覚において確固として正と不正とを判断できる人間のあり方を指すと解釈してよいであろう。

さらに、ウルストンクラフトの描写によれば、これらの感覚を研ぎ澄まししている人間の姿は、度重なる抑圧を受けた人物に投影されている。売春や墮胎や物乞いの経験をもつ貧民ジェマイマが、この小説で重要な役割を担うのはこの点による。彼女は現実の体験に根ざした鋭い不正感をもっており、それゆえ、普遍的な平等原理を生み出す可能性を備えているのである。<sup>(64)</sup>小説の中盤には、登場人物がジェマイマの過酷な生い立ちを聞き、その後の対話を通じて抑圧に対する不正感を先鋭化させる場面が描かれるが、<sup>(65)</sup>ここに示唆されているのは、他者の抑圧や苦しみに対する想像的理解と、それによる共感的連帯の可能性だといってよい。そして、この小説全体に、鬱屈した反動社会に対する抵抗の意図が読みとれることも重要な点である。小説の山場となる法廷場面が、煽動罪の裁判にかけられた急進派の友人の体験をもとに描かれ

ているであろうことは容易に想像できる。陪審員の「正義と人間性」に訴え、処罰に反対を唱えたマライアの弁論に対し、いかなる革新にも反対する旨を明言し、「我々は公生活でも私生活でもフランスの原理を必要としない」と言い放つ裁判官に、ピットやパークの姿を想起しない読者がいるだろうか。

小説が未完に終わったため、残された断片からでは裁判のその後の経過を知ることができない。だが、いずれにせよ強調すべきは、帰国後のウルストンクラフトが抑圧の現実には沈潜する中で、依然として平等の基礎となるべき道徳と人間性を模索していた事実である。人間の内的な権利感覚や正義感、不正感を行動の原理にすること。そして、同じ立場におかれた者の相互的な承認や共感の過程から、不平等な社会を変革するための連帯的抵抗を生み出すこと。それが、平等社会実現にむけて彼女が示したひとつの方向性であったと思われる。彼女が試みたのは、政治的ないし経済的な次元とは別の、道徳的な次元での平等社会の具体化であった。そのため、表現された思想の様態は、確かに他の急進派のそれと大きく異なる。しかしながら、彼女の思索の跡に、セルウォールに

よる人間の社会的結合性の発見、あるいは、スペインによる人間の自然性の回復といった思想的契機を見出すのは決して困難なことではない。直接的な関係を確認する材料がないとはいえず、ここでは同時代人としてウルストンクラフトが、運動の後退状況における平等社会の希求という問題を彼らと共有し、ある程度まで同質な解決の道を探ろうとしていたことが確認できれば十分であろう。

おわりに

以上見てきたように、一七九〇年代のウルストンクラフトの思想は、それを当時のイングランドにおける急進主義の運動や思想の拡がりという外的現実の中におくことで、その意図を的確に把握することができる。彼女の女性解放思想の変容の意味は、このような具体的文脈から理解されねばならない。逆説的ではあるが、彼女の思想的発展を促したのは、時代の閉塞状況であった。この思想的発展の糸口をつかんだ矢先に彼女は唐突な死を迎えたが、その平等の希求は、歴史のひとつの可能性であり続けている。

- (1) 水田珠枝『女性解放思想史』ちくま学芸文庫、一九九四(一九七九)年。
- (2) 全集の出版(一九八九年)、および、主著出版後や没後の二百周年記念(一九九二年、一九九七年)も研究の勢いに拍車をかけた。主な論文集や特集雑誌として、『*Feminist Interpretations of Mary Wollstonecraft*, edited by Maria J. Falco, Pennsylvania State University Press, 1996. *Wollstonecraft's Daughters: Womanhood in England and France 1780-1920*, edited by Clarissa Campbell Orr, Manchester University Press, 1996. *Mary Wollstonecraft and 200 Years of Feminisms*, edited by Eileen Yeo, Rivers Oram Press, 1997. *Women's Writing* vol. 4, no. 2, 1997.
- (3) マンモントン・クラフトの言及を見られるのは、James T. Boulton, *The Language of Politics in the Age of Wilkes and Burke*, Routledge & Kegan Paul, 1963. E. P. Thompson, *The Making of the English Working Class*, Penguin, 1991 (1st ed. 1963). R. R. Fennessy, *Burke, Paine, and the Rights of Man*, The Hague: Martinus Nijhoff, 1963. Olivia Smith, *The Politics of Language, 1791-1819*, Clarendon Press, 1984. など。この時期の運動を扱った主要な論文として、Albert Goodwin, *The Friends of Liberty: The English Democratic Movement in the Age of the French Revolution*, Harvard University Press, 1979. H. T. Dickinson, *British Radicalism and the French Revolution, 1789-1815*, Basil Blackwell, 1985.
- (4) マンモントンの分析については、Gayle Truadel Pendleton, 'Toward a Bibliography of the Reflections and Rights of Man Controversy', *Bulletin of Research in the Humanities*, vol. 85 (1982). Gregory Claes, 'The French Revolution Debate and British Political Thought', *History of Political Thought*, vol. 11, no. 1 (1990). Mark Philip, 'The Fragmented Ideology of Reform', in *The French Revolution and British Popular Politics*, edited by M. Philip, Cambridge University Press, 1991.
- (5) Richard Price, *A Discourse on the Love of our Country, delivered on Nov. 4, 1789* (rep. by Jonathan Wordsworth, Woodstock Books, 1992), pp. 33-43, 48-51. 永井義雄訳『祖国愛の論』未來社、一九六六年、四七一-五七、六一-六五頁。
- (6) Edmund Burke, *Reflections on the Revolution in France, and on the Proceedings in Certain Societies in London Relative to that Event*, 1790 (*Select Works of Edmund Burke: a new imprint of the Payne edition*, vol. 2, Liberty Fund, 1999), pp. 363-365. 半沢孝磨訳『フランス革命の省察』タナベ哲房、一九九七(一九七八)年、三二二-三三四頁。
- (7) *Ibid.*, pp. 280-281. 半沢訳、二一九頁。
- (8) *Ibid.*, pp. 120-126. 半沢訳、四二-四九頁。
- (9) *Ibid.*, pp. 139, 281-283. 半沢訳、六三、二二二-二二二

二頁。

(10) ここでは「急進派」を、貴族的腐敗を一掃する意図をもつと広く意味で用いるが、それが一枚岩でないことは本文で論じて通っている。

(11) Thomas Paine, *The Rights of Man*, Part I, 1791, Part II, 1792 (*The Writings of Thomas Paine*, vol. 2, edited by Moncure Daniel Conway, G. P. Putnam's Sons, 1894 (rep. 1996)), pp. 304-305. 西川正身訳『人間の権利』岩波文庫、一九七一年、六七―六八頁。

(12) *Ibid.*, pp. 415-416. 西川訳、二二六―二二七頁。

(13) Mary Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Men, In a Letter to the Right Honourable Edmund Burke*, 1790 (*The Works of Mary Wollstonecraft*, vol. 5, edited by Janet Todd & Marilyn Butler, William Pickering, 1989), pp. 31-33, 39-40.

(14) *Ibid.*, pp. 19-20, 31-34, 51-55.

(15) *Ibid.*, pp. 14, 51-53, 56-58.

(16) *Ibid.*, p. 14.

(17) *Ibid.*, pp. 10-11, 56-57.

(18) Mary Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman with Strictures on Moral and Political Subjects*, 1792 (*The Works*, vol. 5), pp. 76, 81. 白井堯子訳『女性の権利の擁護』未来社、一九八〇年、二九、三一頁。

(19) *Ibid.*, pp. 237, 266. 白井訳、三二一、三五九―三六〇頁。

(20) *Ibid.*, pp. 74-76, 216-220. 白井訳、二四―二九、二七六―二八三頁。

(21) *Ibid.*, p. 123. 白井訳、一〇九頁。

(22) *Ibid.*, p. 217. 白井訳、二七八頁。

(23) *Ibid.*, p. 213. 白井訳、二七一頁。

(24) *Ibid.*, pp. 104, 145-146. 白井訳、七〇、一四四頁。

(25) *Ibid.*, pp. 205-206. 白井訳、二五九―二六〇頁。

(26) Thomas Taylor, *A Vindication of the Rights of Brutes*, 1792 (rep. by Louise Schutz Boas, Scholars' Facsimiles & Reprints, 1966 (rep. 1997)).

(27) 田中啓吉訳、William Jones, *One Pennyworth of truth from Thomas Bull to his brother John*, 1792. John Bowles, *Dialogues on the Rights of Britons*, 1792. William Paley, *Equality, as consistent with the British Constitution*, 1792. ジョージ・ポールの『Political Writings of the 1790s』, vol. 7, edited by Gregory Claeys, William Pickering, 1995. 所収。以下、この著作集に収められた各テキストを用いる際には、括弧内に巻数の頁を表示する。他に Anon., *A Serious Caution to the Poor*, 1792.

(28) Hannah More, *Village Politics. Addressed to All the Mechanics, Journeyman, and Day Labourers in Great Britain*, 1793 (rep. by Jonathan Wordsworth, Woodstock Books, 1995), p. 20.

(29) 主として、Anon., *Liberty and Equality, treated of in a Short History, addressed from a Poor Man*



- to his Equals, 1792. Anon., *A Whipper for Levelling Tommy*, 1793 (vol. 6). Anon., *A New Dialogue between Monsieur France and John English, on the French Revolution*, c. 1793 (vol. 8). Arthur Young, *The Example of France, A Warning to Britain*, 1793 (vol. 8). Thomas Moore, *An Address to the Inhabitants of Great Britain on the Dangerous and Destructive Tendency of the French System of Liberty and Equality*, 1793 (vol. 8). John Reeves, *Thoughts on English Government*, 1795 (vol. 8).
- (95) Charles Pigott, *Political Dictionary*, 1794, pp. 20-21.
- (96) Thomas Paine, *Agrarian Justice*, 1796 (*The Writings*, vol. 3). 四野宮三郎訳『近代土地改革思想の源流』御茶の水書房、一九八二年、所収。
- (97) 主なものとして、Anon., *The Political Crisis, or, A dissertation on the Rights of Man*, 1791 (vol. 3). Joel Barlow, *Advice to the Privileged Orders*, 1792 (vol. 3). John Butler, *Brief Reflections upon the Liberty of the British Subject*, 1792 (vol. 3).
- (98) Anon., *The Pernorse Definition imposed on the word Equality*, 1792 (vol. 3), p. 403.
- (99) Anon., *Political Dialogues upon the Subject of Equality*, 1792, p. 7. ただし、これらの論者の主張には、世襲財産を認めながら機会の平等を要求するなどの矛盾があり、ここで言われたような平等を実現させるための方策はほとんどもなされていなかった。
- (95) Henry Yorke, *Thoughts on Civil Government*, 1794 (vol. 4), p. 257.
- (96) William Hodgson, *The Commonwealth of Reason*, 1795, pp. 19-20.
- (97) Daniel Isaac Eaton, *Extermination, or an Appeal to the People of England, on the Present War with France*, 1793 (vol. 4), pp. 139-144. なお、編者のコメントによれば、この文章は匿名で書かれており、また、(例外的に)ホブズンは具体的政策を提示したが、これらの論者の大部分は完全平等を求めたため、明示的な政治プログラムを提示したことは困難。
- (98) William Vaughan, *The Catechism of Man*, 1794 (vol. 4), p. 217.
- (99) James Pilkington, *The Doctrine of Equality of Rank and Condition*, 1795, p. 29-38. John Oswald, *Review of the Constitution of Great Britain*, 1792 (vol. 3), pp. 441-442.
- (40) William Godwin, *An Enquiry concerning Political Justice, and its Influence on General Virtue and Happiness*, 1st edition, 1793 (*Political and Philosophical Writings of William Godwin*, vol. 3, edited by Mark Philip, William Pickering, 1993), vol. 1 bk. 1 ch. 3, bk. 2 ch. 4. 加藤一夫訳『政治的正義』春秋社、一九三〇年、一一一―一五、七二―七五頁。



(56) 出版者ジョセフ・ジョンソンやそのC.I.の活動家ジョエル・ペーロウの妻ルースと文通していた。当時の恋人G・イムレイへの手紙ではイングランドを「私にとって全く魅力がなくなったのみならず、恐怖にも等しい嫌気を感じさせるだけの国」と書らるる(Letter to Gilbert Inlay, Paris, Feb.19, 1795 (*The Works*, vol. 6, p. 403))。

(57) 北欧旅行中の公刊書簡ではコンスタンノーゲンでの大火事の陰謀説に触れ、ピットが国内で「自分自身をめぐり出した陰謀を押しつけらるる」と記らるる(Mary Wollstonecraft, *Letters Written during a Short Residence in Sweden, Norway and Denmark*, 1795 (*The Works*, vol. 6, p. 324))。一七九六年初めにはしきりに大陸への移住を望み、「ここでは公の情勢が個人的な悲嘆を和らげる状態になら」と書らるる(Letter to Archibald Hamilton Rowan, London, Jan. 26, 1796 (*The Collected Letters of Mary Wollstonecraft*, edited by Ralph Wardle, Cornell University Press, 1979, p. 329))。

(58) Mary Wollstonecraft, *The Wrongs of Woman: Or, Maria*, 1798 (*The Works*, vol. 1), p. 83. 川津雅弘訳『女性の虐待あるいはマライア』あほうん社、一九九七年、五頁。小説という表現手段をとったのは、それにより「情緒

を具体化する」とことや「繊細な感覚」を描写することができるからだという(*Ibid.*, pp. 83-84. 川津訳、五一六頁)。なお、すでに「虐待」という定訳があるため便宜上それに倣うが、文中rightとjusticeがほぼ同義に用いられている点、wrongsがright(s)の対をなす点に着目し、ここでwrongsに「不正義」という訳を提案したい。

(59) *Ibid.*, ch. 5. 川津訳、五二一―八二頁。

(60) *Ibid.*, pp. 144-145. 川津訳、一三五―一三六頁。

(61) *Ibid.*, pp. 110-113, 120-121, 183-184. 川津訳、五九一―六五、八三―八五、二一八―二二二頁。

(62) *Ibid.*, pp. 88-89, 178, 180. 川津訳、一五一―一六、二〇八、二二二頁。

(63) *Ibid.*, pp. 116, 123. 川津訳、七三、九一頁。

(64) *Ibid.*, pp. 88-89, 91, 107, 110. 川津訳、一五一―一六、二〇、五四、六〇頁。

(65) *Ibid.*, pp. 106, 115-117, 119. 川津訳、五一、七二―七五、八〇―八二頁。

(66) *Ibid.*, p. 181. 川津訳、二二四―二二五頁。

一九九九年九月二十一日 受稿  
一九九九年十一月八日 受理

(一橋大学大学院博士課程)